

佐賀県告示第 119 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、母子父子寡婦福祉資金償還金、育英資金返還金、佐賀県への寄附金、国際交流プラザ会議室使用料、佐賀県営住宅使用料、駐車場使用料、産業技術学院授業料及び佐賀県税の収納を次の者に委託した。

なお、母子父子寡婦福祉資金償還金、育英資金返還金、佐賀県への寄附金、国際交流プラザ会議室使用料及び佐賀県税の収納事務の委託（令和 6 年佐賀県告示第 21 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所	収納の場所
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目 421 番地	
ビリングシステム株式会社	東京都千代田内幸町一丁目 1 番 1 号	
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	